

「振り込め詐欺被害者救済法」に関するお問合せ窓口について

「犯罪利用口座に係る被害回復分配金の支払等に関する法律(振り込め詐欺被害者救済法)」が、平成20年6月21日に施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の犯罪に利用された口座に残っている振込金(犯罪被害金)を、被害者の方に返還するルールを定めたものです。

これに伴い、預金保険機構では、毎月1日および16日(金融機関が休業の場合は、翌営業日)に犯罪に利用された口座(返還対象預金口座)をホームページに公告しております。

被害にあわれた方は、下のリンクから預金保険機構ホームページを開いていただき、お心当たりのある口座が掲載されておりましたら、下記の相談窓口までご一報ください。具体的な申請手続き等についてご案内いたします。

また、公告に未だ掲載されていない当金庫の口座でも、被害にあわれたお心当たりがございましたら、お気軽に「村上信用金庫お客さま相談室」へご照会ください。

預金保険機構の公告関係ホームページはこちらです。

<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>

村上信用金庫「振り込め詐欺救済法照会ダイヤル」はこちらです。

TEL 0254-53-5583

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

(当金庫の休業日を除く。)

- ※ この法律による被害資金の返還は、口座名義人の預金債権消滅の公告、分配支払いの公告や分配金支払申請受付手続き等を実施した後に実施されます。そのため、実際の支払いまでには時間がかかることがあります。被害のお申出を受付して、実際に被害資金のご返還手続きを行う際には、ご連絡を致しますのでご了承ください。
- ※ 本手続きに関して、当金庫や公共機関が手数料や保証料の振込みを依頼することはありません。また、ATMに誘導し、操作を依頼することもございませんのでご注意ください。
- ※ 「権利行使の届出」についてのご照会・ご相談も、上記相談窓口へご連絡ください。